# 業務委託基本契約書

株式会社〇〇(以下「甲」という。)と株式会社△△(以下「乙」という。)とは、乙による甲に対する 業務委託に関し、 以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

### 第1条(目的)

本契約は、乙の顧客(以下「丙」という。)から受託するコンサルティンク 、ソフトウェア開発及ひ 、ハート 、ウェア開

発等の業務の全部又は一部の業務(以下「本件業務」と総称する。)を甲に委託する取引に関する基本的事 項を 定めることを目的とする。但し、覚書等において、本契約の一部の適用を排除し、又は本契約と異な る定めをした場合には覚書の定めか 後先するものとする。

### 第2条(契約の期間)

第1項 本契約は、2024年12月1日から2025年11月30日まて 「有効に存続するものとする。 第2項 期間満了1ヶ月前まて 「に、乙又は甲のいす 「れかから契約を延長しない旨の書面による申し出か 「あった場合を除き、本契約は、自動的に1ヶ年間延長されるものとし、その後も同様とする。第3条(本件業務内容及び 「取引条件の成立)

第1項 乙は、本件業務を委託するに際し、本契約書の別紙に本件業務の内容及ひ \*取引条件等を定めてこれを甲に送付するものとし、甲か \*記名押印した本契約書を乙に送付した時点て \*、本契約か \*成立するものとする。

第2項 甲は、締結済みの本契約の履行に際し、本契約て \*定められた本件業務と異なる業務の提供か \*必要となると判断した場合、乙に対し、当該本件業務の進捗に合わせて適切な時期に、追加て \*提供か \*必要となる業務の内容及ひ \*取引条件等を提示するものとし、乙及ひ \*甲は、当該追加業務の内容及ひ \*取引条件等を誠 実に協議し、速やかに追加の覚書等を締結するように努める。

第3項 本条第1項の別紙の送付及ひ \*\*甲の記名押印は、乙の指定する電子契約サーヒ \*\*スにて代替て \*\*きるものとする。

# 第4条(業務委託料)

- 1. 乙は、甲に対し、本件業務の対価として、本契約て \*定める業務委託料に消費税等を加算した額(但し、乙において法令に基つ \*き必要となる源泉所得税を控除した額)を、請求締日(毎月月末とする。以下同し \*。)の属する月の翌々月末まて \*に、甲か \*次項の請求書において指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。
- 2. 甲は、以下に定める要件を満たした場合、乙に対し、請求書を発行する。但し乙か ず甲に対し支 払通知書を発行する場合はこの限りて ずはない。
  - 業務委託型の業務で ゛あり、業務委託料か ゛甲による役務の提供をもって発生する場合、役務の提供か ゛なされ、乙による作業完了の承認か ゛得られること。
- 3. 前2項の規定にかかわらす 、乙による甲に対する本件業務の委託に関し下請法か 、適用される場合、乙は甲に対し、本件業務の対価として、本契約て 、定める業務委託料に消費税等を加算した額を、甲か 、役務の提供をした日から起算して60日後の日又は請求締日の属する月の翌々月10日のいす 、れか早い日に、甲か 、前項の請求書において指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。
- 4. 本件業務に係る交通費、宿泊費等の経費は、原則として甲の負担とする。
- 5. 乙か 事前に書面にて承諾した定めに基つ き乙か 発費を負担する場合、甲は第2項に基つ き発行す

る請求書に経費を記載のうえ、乙に対し当該経費の証憑を提出するものとし、乙は当該経費を 当該請求書に係る業務委託料に合算して支払うものとする。

6. 本件業務の内容か \*変更された場合、又は経済情勢その他の諸条件の著しい変動か \*あった場合、甲乙協議のうえ、業務委託料を改定するものとする。

#### 第5条(業務の履行)

第1項 甲は、本契約及ひ \*本件業務の目的及ひ \*趣旨並ひ \*に一般的な商慣習及ひ \*法規に従い、善良な 管理者 の注意をもって、自己の責任において忠実に本件業務を履行するものとする。

第2項 甲は、本件業務の履行にあたり関係諸法令を遵守するとともに、事業主として、財務上、法律上の すへ \*\* ての責任を負うものとする。

第3項 甲は、本件業務の実施場所における施設管理上の諸規則に従うものとする。第4項 甲は、乙と協議のうえ、本件業務の作業スケシ ゛ュールを策定するものとし、また、乙の要求か ゛ある 場合、本件業務の作業計画書を乙に提出し、乙の承諾を得なけれは ゛ならない。

### 第6条(業務場所)

第1項 甲は、本件業務を本契約において乙か ゛指定する場所において履行するものとする。但し、乙の承諾 か ゛ある場合はこの限りて ゛ない。

第2項 甲は、乙又は丙の管理する場所において本件業務を行う場合、当該場所の安全衛生及ひ \*秩序維持並ひ \*に情報管理の徹底に努めるものとする。

第3項 甲は、乙又は丙の管理する場所において本件業務を行う場合、トイレ、食堂及ひ 指定場所への移 動通路等以外の場所に立入らないものとする。但し、乙又は丙の承諾か ある場合はこの限りて ない。

### 第7条(作業報告)

第1項 甲は、こからの求めか ゛あった場合、本件業務の進捗状況、その他こか ゛指定した事項を記載した業務報告書を作成のうえ、この指定した期日まて ゛にこに提出しなけれは ゛ならない。

第2項 乙は、甲の本件業務の作業場所に乙の指定する者を派遣して本件業務の進捗状況の確認を行うこと かでできるものとする。

第3項 甲は、本契約か "準委任型て "ある場合、本契約の存続中、毎暦月又は本契約に定める締切日とその 直 前の締切日まて "の期間に係る、作業内容及ひ "作業時間数を記載した業務報告書を作成のうえ、本契約に 定 める日まて "に提出するものとする。

第4項 乙は、甲から第1項及ひ \*第3項に基つ \*〈業務報告書を受領した場合、遅滞なくその内容を確認するものとし、その内容か \*妥当て \*ないと判断した場合、甲に業務報告書を再度提出させることか \*で \*きるものとする。

第5項 乙は、甲からの業務報告書を確認し、業務の品質改善か \*必要て \*あると判断した場合、甲に対し、相当の期間を定めて業務の品質改善を求めることか \*で \*きるものとし、また、合理的に必要と判断した場合、本件業務のやり直し、又は業務委託料の減額を求めることか \*で \*きる。

第6項 甲は、こから業務の品質改善を求められた場合、遅滞なくこからの求めに応し "て業務の品質改善を行うものとし、その改善状況、結果等をこに報告をしなけれは "ならない。

第7項 甲は、乙より第5項に基つ "いて本件業務のやり直しを求められた場合、本件業務の目的及ひ "趣旨に合致するよう、甲の費用と責任において、本件業務をやり直すものとする。

第8項 甲は、乙より第5項に基づく業務委託料の減額を求められた場合、業務の品質又は成果について 乙は、同種事業を行う事業主において一般的に妥当と認められる水準に照らし、何ら問題が存存しないことを合理的な根拠をもって示せる場合に限り、乙が求める減額に応じなければならない。 第8

### 条(担当者の選任、変更)

第1項 甲は、本件業務に関し、その履行に十分なスキル及ひ \*能力を有する業務責任者、主任担当者、業務 従事者 (以下「責任者等」という。)をそれそ \*れ選任しなけれは \*ならない。なお、これらの者は同一人か \*兼 ねることか \*で \*きるものとし、甲か \*個人の場合には、甲か \*すへ \*ての地位を兼ねるものとする。

第2項 前項に基つ ゛き選任される業務責任者は、以下の事項を行いその責任を負うものとする。 1 従業員等への指示管理

- 2本件業務に関する乙への報告及び 道知
- 3機密情報の管理
- 4 身分証明書の常時携帯及ひ 、乙又は丙より要望か 、あった場合の提示
- 5 甲か 「個人の場合は、乙の税務に係る業務のためのマイナンハ 一等の必要な情報の乙へ提示

第3項 甲は、責任者等の選任に際し、これらの者の氏名、甲における所属部署、役職及ひ \*本件業務にお ける役割並ひ \*に本件業務の履行のための体制図を、乙に書面により通知し、乙の書面による承諾を得なけ れは \*ならない。なお、甲は、責任者等を複数選任する場合、それそ \*れの者か \*主として担当する事項をあわ せて書面にて通知し、乙の書面による承諾を得るものとする。

第4項 乙は、甲の選任する責任者等か "本件業務の履行に適任かと "うかを選任の前後にかかわらす "評価・検 討することか "て "きるものとし、甲による本件業務の履行状況か "当初予定していた作業水準に達していない 等の合理的な事由か "ある場合、甲に対し、是正策を講し "るよう要請することか "て "きるものとする。また、乙は、甲の責任者等か "本件業務の履行に不適任て "あると判断する場合、選任の前後にかかわらす "、甲に対し、これらの者の交代を要請することか "て "き、甲は、正当な理由なく当該要請を拒めないものとする。第5項 甲の責任者等か "、疾病、退職その他の事由により、本件業務の履行のために必要な役割を遂行て "きない場合、甲は、速やかに新たな責任者等を選任し、本件業務の履行に支障をきたすことか "ないよう努めるものとする。

第6項 甲は、責任者等を変更しようとする場合、事前に書面により乙に通知するものとし、その後の選 任手続きについては第3項を準用するものとする。

# 第9条(指揮命令等)

第1項 本件業務の履行に携わる業務従事者に対する指示、労働時間、安全衛生等に関する一切の指揮命 令は、その作業場所にかかわらす 、甲か 、行うものとする(但し、甲か 、個人の場合には、これらの事項は、自己の判断において決定するものとする)。

第2項 甲は、本件業務の履行に際し乙の指示か \*必要な場合、乙か \*決定する方法に従い、その指示を仰く \* ものとする

第3項 乙は、乙か 〝指定する場所において甲に本件業務を履行させる場合、業務従事者の安全衛生の確保のために適切な措置を講し 〝るものとする。但し、当該業務場所か 〝、丙の管理する場所て 〝ある場合、乙は、丙をして業務従事者の安全衛生の確保のために適切な措置を講し 〝るよう努めれは 〝足りるものとする。第4項 乙は、本件業務の履行に関する指図等を甲又は甲の選任する責任者に対して行うものとし、業務従事者に対し、直接行わないものとする。

第5項 甲は、丙か 〝業務従事者に対し、直接本件業務の履行に関する指図等を行う場合、乙に対し、丙による 当該指図等か 〝中止されるよう要求することか 〝て 〝きるものとし、乙は、丙か 〝当該指図等を中止するよう 努 めるものとする。

### 第10条(緊急措置)

第1項 甲は、乙の指図等に疑義か `生し `た場合、又は本件業務の履行に伴い緊急に乙の指示を受けるへ

\*\*き 事態か \*\*発生した場合、直ちに乙に連絡しその指示を受けるものとする。

第2項 甲は、前項の指示を受けることか \*て \*きす \*適宜の応急措置をとった場合、直ちに乙にその措置及ひ \*結果を報告するものとする。

### 第11条(再委託)

第1項 甲は、乙の書面による事前の承諾のない限り、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。この承諾か ゛あった場合て ゛あっても、甲は、再委託先にさらに別の第三者に本件業務の再委託をさせてはならない。

第2項 甲は、本件業務を第三者に再委託しようとする場合、事前に再委託させる業務の範囲、再委託先の 名称及ひ 〝業務履歴その他乙の指定する必要事項を書面により乙に通知し、乙の書面による承諾を得るもの とする。

第3項 甲は、前2項に基つ \*き再委託を行う場合、再委託先に対し、本契約に定める甲の義務を遵守させるものとする。

第4項 甲は、本条項に基つ ゛き再委託を行う場合て ゛あっても、本契約に定める義務を免れないものとし、再 委託先の本件業務の提供に基つ ゛き乙に損害か ゛生し ゛た場合、甲は、乙に対し、再委託先と連帯して、当該損害を賠償する責を負うものとする。

### 第12条(資料等)

第1項 甲は、本件業務の履行に必要な資料、設備及ひ "備品並ひ "にコンヒ "ュータ及ひ "ソフトウェアその他の 機器類等(以下「資料等」という。)を自ら用意のうえ、乙または丙の定める情報セキュリティルールを遵 守し、本件業務を履行するものとする。但し、乙は、乙か "必要と認めた場合、甲に対し、本件業務の履行 のために必要な資料等を貸与し、又は丙をして貸与させるものとし、かかる場合、甲は、貸与された資料 等のみを使用して本件業務を履行するものとする。

第2項 前項の貸与は原則として無償とする。但し、乙か "合理的な根拠に基つ "き有償とする必要か "あると判断した場合、乙及ひ "甲は、協議のうえ、その代金を決定する。

第3項 甲は、乙より資料等の貸与を受けた場合、自らの責任において、貸与に係る資料等の受入検査及ひ \*\*検収を行うものとする。この場合、乙は、甲か \*\*実施する受入検査について、甲と協議のうえ、検査項目及 ひ \*\*検査方法等を決定することか \*\*て \*\*きる。

第4項 前項の受入検査及ひ \*検収の結果、貸与に係る資料等に不良又は数量の過不足か \*あった場合、甲は 直ちに乙に通知し、その指示を受けるものとする。

第5項 甲は貸与に係る資料等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、この許可なく貸与され た用途目的以外に使用してはならす 、また、第三者に対し、閲覧、貸与、売却又は担保提供等の処分をし てはならない。

# 第13条(権利の帰属)

第1項 本契約に基つ \*\*\* き作成された成果物(準委任型の本契約における報告書等の一切並ひ \*\*に中間成果物及 ひ \*\*\* 未完成の成果物を含む。以下「成果物等」という。)に係る所有権及ひ \*\*\* 著作権(著作権法第27条及ひ \*\*\* 第28条に定める権利を含むか \*\*これに限られない。)は、甲又は第三者か \*\*従前から保有していた部分を除き、成果物の提供と同時に乙に帰属するものとする。甲は、自ら又は甲の従業員若しくは委託先をして、乙並ひ \*\*\*

に丙及ひ ゛丙か ゛指定する者に対し、著作権に係る著作者人格権を行使せす ゛又は行使させないものとする。 第2項 甲は、乙の求めか ゛あった場合、成果物等を直ちに乙に引渡さなけれは ゛ならない。

第3項 本件業務の履行過程で \*生し \*る、著作権(著作権法第27条及び \*第28条に定める権利を含むか \*これに限らない。)、特許権その他の知的財産権(特許権その他の知的財産権を受ける権利を含む。)、営業秘密及ひ \*ノウハウ等に関する権利(以下、著作権、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して

「知的財産権」という。)は、本契約において別段の定めをする場合を除き、成果物の提供と同時に乙に 帰属するものとし、知的財産権か 、法令により甲に原始的に帰属する場合には、甲は当該知的財産権を乙に 移転するものとする。

第4項 知的財産権か 、、法令、就業規則及ひ 、契約等により原始的に甲の従業員又は甲の委託先に帰属するとされる場合、甲は、その従業員又は委託先から当該知的財産権の譲渡を受け、無償て 、この権利を乙に 移転させるものとする。

第5項 甲は、甲か ゛本件業務と何ら関係無く既に保有し又は許諾権を有する知的財産権か ゛本件業務の履行過程又は成果物として発生する知的財産権の一部を構成する場合、当該既保有の知的財産権について、乙 又は丙か ゛通常実施し又は第三者へ実施許諾等することを、無期限かつ無償て ゛許諾するものとする。

第6項 甲は、第1項及ひ \*第4項の定めを履行するため、甲の従業員又は委託先との間て \*契約を締結する等の必要な措置をとるものとし、乙の要求か \*ある場合、乙に対し、当該措置を取ったことを証明しなけれは \*ならない。

第7項 甲は、本件業務を履行するために不可欠の場合又は乙の許諾を得た場合を除き、第7条に基つ "〈報告書及ひ "成果物等を本件業務の実施場所以外に持ち出さす 、また他に流用しないものとする。第8項 甲は、本条に基つ "き乙に帰属することとなった知的財産権並ひ "に成果物等に係る所有権及ひ "著作権について、本件業務の履行のために使用する場合を除き、乙からの承諾を得ることなく、甲の事業のために使用て "きないものとする。

第9項 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

### 第14条(本契約に係る業務の完了)

第1項 甲は、本件業務に係る作業か \*完了した場合、乙に対し、2営業日以内に業務報告書を提出するもの とし、乙は、これを受領後、1ヶ月以内に当該作業完了報告書を確認するものとする。甲は、当該業務報 告書の内容につき乙から問合せか \*あった場合、遅滞なく回答しなければ \*ならない。

第2項 乙は、前項に基つ "〈業務報告書の確認を、乙による当該業務報告書の提出まて "に乙及ひ "甲か 協議 のうえ定める基準に基つ "き行うものとする。この基準の決定にあたっては本件業務における成果物等及 ひ "その品質を考慮するものとする。

第3項 本契約において業務委託料か \*\*作業期間に応し \*\*て発生するものと定められた場合、本件業務は、本契約に定められた作業期間の満了をもって完了するものとする。

第4項 本契約において業務委託料か \*\* 甲の役務の提供をもって発生するものと定められた場合、本件業務は、こか \*\* 第2項に基つ \*\* く業務報告書を承認したときに完了するものとする。

# 第15条(成果物等の管理及ひ \*危険の負担)

本契約に係る成果物等又は作業結果から生し "る一切の責任は、本件業務の完了前は甲か "負担するものとし、本件業務の完了後は乙か "負担するものとする。但し、本件業務の完了後て "あっても、当該責任か "、甲による本契約における本件業務の履行か "その専門家として一般的に妥当と認められる水準に満たなかったことに起因する場合、及ひ "甲において乙か "当該成果物等を明らかに不適当な方法で "使用しようとしていることを認識していたにもかかわらす "本件業務の専門家として適正な提案をしなかったことに起因する場合 は、この限りて "ない。

#### 第16条(保証条項)

第1項 甲は、本件業務の履行に際し、適用される法規制を遵守するものとし、甲による適用法規の違反 に起因する一切の責任を負い、乙か ゛これにより損害を被った場合、乙の一切の損害(弁護士費用を含む。)を賠償するものとする。

第2項 甲は、甲か 、乙に対し申告する自ら又は甲か 、選任する責任者等の学歴、職歴及ひ 、資格等の経歴か 、 真 実に相違ないことを保証する。

第3項 甲は、本件業務を履行するに際し、第三者の権利を侵害しないものとする。第4項 甲は、乙又は丙か が成果物等を使用することにより第三者から訴訟、差止め又はクレーム等を受け た場合、甲の費用と責任においてこれに対応するものとし、また、乙又は丙にこれにより損害か \*生し \*た場合、甲はこれを本契約における乙から甲へ支払う業務委託料を上限として賠償するものとする。但し甲の 故意または重過失による場合はこの限りて \*ない。

第5項 甲は、第三者からの訴訟、差止め又はクレーム等の結果、乙又は丙か が成果物等を使用て ざきなくなった場合又は使用で ざきなくなるおそれか ある場合、乙と協議のうえ、甲の費用と責任において、乙又は丙か 引き続き当該成果物等を使用で ざきるよう、適切な措置を講し るものとする。

第6項 乙は、第三者から訴訟、差止め及ひ \*クレーム等か \*あった場合、甲に速やかに通知するものとし、 甲の対応に適宜可能な範囲において協力をするものとする。

第7項 甲は、第三者の保有に係るフ゜ロク ゛ラム及ひ ゛システム等を成果物等を構成する一部として用いる場合、甲の費用と責任において当該第三者との間て ゛当該フ゜ロク ゛ラム及ひ ゛システム等に関するライセンス契約 及ひ ゛保守契約を締結する等、乙又は丙か ゛成果物等を使用するにあたり支障のないよう必要な措置を講し ゛るものとする。

第8項 甲は、フリーウェアのソフトウェア及ひ \*オーフ °ンソースソフトウェアを成果物等を構成する一部として用いる場合には、前項に基つ \*〈措置を講し \*るほか、事前に乙に対して当該ソフトウェアを必要とする 理由、その使用条件及ひ \*使用に係るリスクについて説明のうえ、乙の承諾を得なければ \*ならない。但し、乙の承諾は、当該ソフトウェアの使用に基つ \*き乙又は丙に損害生し \*た場合において甲を免責するものて \*は なく、当該ソフトウェアの瑕疵又は権利侵害により、乙又は丙に損害か \*生し \*た場合、甲はこれを賠償する ものとする。

第9項 甲は、成果物等を構成するソフトウェア及ひ ゛乙又は丙のネットワークと接続するコンヒ ゜ュータに、コンヒ ゜ュータウィルスを含む悪質なコート ゛を持ち込んて ゛はならす ゛、また、それらか ゛乙又は丙のコンヒ ゜ュータ又はそれらの接続するネットワークに混入しないよう最大限の注意をし、適切かつ合理的な措置を講し ゛るものとする。

第10項 甲は、成果物等か \*本契約の趣旨に適合する品質を備えていること、説明書、仕様書、マニュアル、関連テ \*一タシート、その他両者か \*合意した基準に従って稼働し、これらの仕様に適合していることを乙に よる検収日から1年間保証する。但し、乙又は丙か \*甲の許可なく成果物等に変更を加えたことによる不適 合に関してはこの限りて \*ない。

第11項 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

## 第17条(禁止事項)

第1項 甲は、乙の事前の書面による承諾のない限り、本契約の有効期間中及ひ \*本契約終了後3年か \*経過するまて \*の間、自ら又は甲の役職員若しくは甲の関連会社等(法人、組合、個人事業その他形態の如何を問わす \*、また甲と資本関係か \*ある組織に限られす \*、甲と実質的に同視て \*きる組織、甲及ひ \*甲の代表者か \*実質 的に支配する組織を含む。以下、本条において同し \*。)をして、本契約に基つ \*き乙か \*甲に委託する本件業務と、乙か \*甲に委託する業務の案件関係者(丙ならひ \*に丙の顧客の案件関係者)からの案件の業務(以下「案件業務」)およひ \*乙か \*甲に先た \*って紹介する丙からの案件業務を、丙又は丙の関係会社に提供

する行為、並 ひ ゛に丙及ひ ゛丙の関係会社並ひ ゛にそれらの役職員に対する案件業務の提供に係る営業行為 を行ってはならす ゛又は行わせてはならない。また、甲は、丙若しくは丙の関係会社又はそれらの役職員より案 件業務の提供 の打診・提案を受けた場合、直ちにその旨を乙に報告するものとする。

第2項 甲は、乙に対し、甲による本件業務の履行状況、作業内容その他これに関連する事項について常に 明らかにし、何事も秘匿しないものとする。

第3項 甲は、客観的か主観的かを問わす 、こに甲との信頼関係について重大な疑念を生し ざせるような行為をしないものとする。

第4項 甲は、乙の事前の書面による承諾のない限り、本契約の有効期間中及ひ \*本契約終了後1年か \*経過す るまて \*の間、直接、間接を問わす \*、本件業務に関わった乙の役職員及ひ \*乙の関連会社の役職員並ひ \*に本契 約に関して甲か \*接触する乙の関係者と、業務委託契約、雇用契約その他これに類する契約を締結し又は締 結を試みてはならない。

第5項 甲は、この書面による事前の承諾のない限り、直接、間接を問わす 、本件業務の遂行を自己の業績 又は職歴として公表してはならない。但し、甲は、ことの協議の上、こまたは丙の機密情報に当たらない 文言等に変更した場合(顧客名、フ゜ロシ ゛ェクト名、業務名、システム名なと ゛個別名称を記載せす ゛、個別の顧 客、フ゜ロシ ゛ェクト、業務、システム等を特定て ゛きないように記載する等)はこの限りて ゛ない。

第6項 甲は、本条第1項乃至第3項の定めの一又は第11条第1項の定めに違反した場合、当該本件業務に関し 乙か \*\*甲に支払った業務委託料の全てを、乙の求めに応し \*\*で直ちに乙に返還しなけれは \*\*ならない。なお、この場合で \*\*も第24条に定める乙の解除権は消滅せず \*、また、乙か \*\*甲に対し損害賠償請求等をすること(次項に定める支払い義務を含むか \*\*これに限られない。)を妨け \*\*ない。

第7項 甲若しくは甲の関連会社等又はそれらの役職員か 、本条第1項の定めに違反して、丙又は丙の関係 会社から、案件業務の提供に係る対価を受領した場合、甲は、当該丙又は丙の関係会社から受領した対価 の全てを、乙の求めに応し 、て直ちに乙に支払わなけれは 、ならない。なお、この場合て 、も第24条に定める乙の解除権は消滅せす 、また、乙か 、甲に対し損害賠償請求等をすること(前項に定める返還義務を含むか 、これに限られない。)を妨け 、ない。

第8項 甲は、第4項の定めに違反した場合、乙に対し、当該人員に提示又は支払うことを約した報酬額を1年分に換算した金額のうち最も高い金額を違約金として支払うものとする。なお、この場合で \*も第24条 に定める乙の解除権は消滅せす \*、また、乙か \*本契約に基つ \*き損害賠償請求等をすることを妨け \*ない。

第18条(ソーシャルメテ \*ィアに関する遵守事項)

第1項 甲は、ソーシャルメテ ~ィア等(ツイッター・フェイスフ ~ック・LINE・YouTube・5ちゃんねる等)の利 用について、次の事項を守らなけれは ~ならない。

- 1 乙及ひ 「丙の商号や業態、フ 「ラント 「名か 「識別て 「きる書き込みをしないこと
- 2 乙及ひ 「丙の社員個人(有期雇用契約者・業務委託者等の関係者を含む)か 「識別て 「きる書き込みをしないこと
- 3 乙及ひ 「丙の商品情報、売上や人事に関する社内情報、取引先情報、顧客情報等についての書き込みをしないこと
- 4 乙及ひ "丙やその社員、取引先客個人を誹謗中傷した書き込みをしないこと
- 5 乙及ひ 「丙のロコ 「マークや商品の画像・映像の掲載をしないこと
- 6 既に本条に該当する書き込みを行っている場合は、すみやかに削除すること

第2項 第1項に挙け "る書き込みおよひ "掲載とは、文書のほか、画像や動画・音声等の送信・発信の一切を含むものとする。

第19条(電子メール・ハ "ソコン等のモニタリンク")

乙は必要に応し \*て、その理由を明示の上、乙又は丙のアト \*レスに限らす \*、乙又は丙か \*甲へ貸与した携

帯電 話、ハ °ソコン、その他情報関連機器を利用するすへ \*\*ての電子メールの内容、およひ \*\*相手先の検査、その他 ハ °ソコン等の閲覧内容の検査を行うことか \*\*ある。この場合、甲はこの検査を拒むことか \*\*て \*\*きない。

# 第20条(従業員に対する責任)

### 第21条(機密の保持)

第1項 甲は、本件業務の履行に際し知った乙、丙及ひ "丙の顧客に関する情報及ひ "業務上の情報(以下「機密情報」という。)を、善良なる管理者の注意をもって保持し、本件業務の履行のみに使用するものとし、 事前に乙、丙又は丙の顧客の書面による承諾のない限り、直接、間接を問わす "、第三者に開示、提供又は 漏洩してはならない。但し、機密情報か "以下の各号にあたる場合はこの限りて "ない。

- 1 知った時点で 、既に公知で あった情報及ひ その後に自己の責に帰すことない事由により公知となった 情報。
- 2 知った時点で 、既に自己か 、保有していたことを証明で 、きる情報。
- 3本件業務以外で 首己か 強自に開発したことを証明で きる情報。
- 4 自己か \*第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報。

第2項 甲は、第8条に基つ \*き選任する甲の業務責任者、主任担当者及ひ \*業務従事者をして、前項に定める 甲の義務を遵守することを、こか \*指定する書面により誓約させるものとする。

第3項 甲は、第1項の甲の義務を遵守するために必要な措置を講し \*なけれは \*ならない。第4項 甲は、機密情報につき、公的機関から法令に基つ \*き開示を要請された場合、次の各号の措置を講し \*ることを条件として当該機密情報の全部又は一部を当該公的機関に対して開示することか \*で \*きるものとする。

1 開示先、開示の目的及び 前示を求められた範囲等を速やかに乙に通知すること。2 公的機関の要請の目的を達成するために必要な開示の範囲について、乙と協議すること。3 開示に際し、その内容か 機密情報である旨を公的機関に対し明らかにし、当該開示先において機密情報として扱われるよう合理的な配慮を尽くまこと

第5項 甲は、本件業務の履行に際し個人情報を取得した場合、当該個人情報を個人情報保護法及ひ \*関係諸法令を遵守して取り扱うものとする。

第6項 甲は、本件業務か `完了した場合又は乙から求めか `あった場合、乙の定める期日まて `に機密情報か `記載又は記録等された媒体(複製物か `ある場合は当該複製物を含む。)を乙の指示に従い完全に廃棄、返却 又は消去するものとする。

第7項 甲は、本契約に違反して機密情報か 本件業務以外の目的のために使用された場合、第三者に開示、漏洩又は盗用された場合及ひ が分失した場合並ひ にこれらの恐れか 生し た場合、当該事象の判明後直ちにその被害拡大、被害発生を防止するために必要な措置を講し るものとし、当該事象の発生及ひ その状況を读

やかに乙に報告するものとする。この場合において、乙から甲に対し対応策等の指示か \*ある場合、甲は、これに従うものとする。

第8項 本条の規定は、本契約締結前に開示した機密情報についても適用する。

第9項 本条の規定は、本契約終了後も5年間、有効に存続するものとする。

# 第22条(損害賠償)

第1項 甲又は乙は、本契約の履行に関し、一方の責めに帰すへ \*\*き事由により損害を被った場合、一方に対し、乙か \*\*甲へ支払う業務委託料を上限として当該損害の賠償を請求することか \*\*て \*\*きる。但し故意または重過失による場合はこの限りて \*\*ない。

第2項 前項に基つ ゛き、一方に対して損害賠償の責を負う場合、乙は、本契約に基つ ゛くいかなる支払いも停止することか ゛て ゛きるものとする。

# 第23条(契約内容の変更)

第1項 本契約は、乙及ひ \*甲合意のうえ、乙及ひ \*甲双方の記名押印のある書面をもってのみ変更て \*きるものとする。

第2項 乙は、本契約の変更か \*\*合理的に必要な場合において、乙及ひ \*\*甲間において変更の合意か \*\*て \*\*きない場合、本契約を終了させることか \*\*で \*\*きる。

### 第24条(契約の解除等)

第1項 乙又は甲は、一方に次の各号に掲け "る事由の一つか "生し "た場合、何らの催告なく本契約を解除することか "て "きる。

- 1本件業務の履行に関して重大な過失又は背信行為か \*あった場合
- 2 支払いの停止か \*あった場合又は仮差押、差押、競売手続開始、破産手続開始、民事再生手続開始、会社 更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てか \*あった場合
- 3 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- 4公租公課の滞納処分を受けた場合
- 5 第11条及ひ \* 第17条並ひ \* に第18条の規定に違反した場合
- 6 その他相互の信頼関係を著しく損なう等、取引の継続か 下困難となる重大な事由か 下認められた場合 第2項 乙又は甲は、一方か 本契約のいす 下れかの条項に違反し、相当期間を定めて催告した後も、一方か これを 是正しない場合、本契約を解除することか で できる。

第3項 乙又は甲は、一方において、第三者との合併、その営業の全部又は重要な一部の第三者への譲渡若しくは賃貸借又は経営陣交代若しくは経営の委任、その他乙及ひ \*甲間における本件業務の履行に関する信 頼関係か \*損なわれたと合理的に判断しうる事由か \*発生した場合、本契約を解除することか \*で \*きる。但し、本件業務の履行か \*可能で \*ある場合には、この限りで \*はない。

第4項 甲か "法人の場合において、本契約の期間中、本件業務に従事する甲の従業員か "本件業務に従事で "きない事由か "生し "、甲か "7日以内に乙か "相当と認める代替の従業員を本件業務に従事させることか "て "きない 場合、乙は、本契約の全部又は一部を解除することか "て "きる。また、甲か "個人の場合において、甲に本件 業務に従事で "きない事由か "生し "、7日以内に本件業務に復することか "て "きない場合、乙 は本契約を解除することか "て "きる。

第5項 乙又は甲は、事前に協議のうえて ゛合意することにより、いつて ゛も本契約を終了させることか ゛て ゛きる。

第6項 乙は、第2条の規定及ひ \*別紙に定める作業期間にかかわらす \*、甲に30日前まて \*に書面による通知をし、本契約を解約することか \*で \*きる。

第7項 甲は、本契約か \*終了する場合、終了時点において存在する成果物等を、その完成か未完成かを問わす \*乙に引渡すものとする。当該成果物等に対しても第13条、第14条及ひ \*第16条の定めか \*適用されるものとする。

第8項 前項の規定に基つ \*\*き甲か \*\*乙に終了時点において存在する成果物等を引き渡した場合、甲は、乙に対し、その引渡しをもって当該成果物等に対する対価を請求て \*\*きるものとする。当該対価の金額及ひ \*\*支払方 法

は契約の終了時に乙及ひ \*甲協議のうえ、決定するものとする。但し、当該成果物等か \*不可分のものて \*あり、かつ、当該成果物等を乙又は丙か \*使用することて \*利益を得られない場合又は本契約の終了か \*甲の責に

帰すへ \*\*き事由による場合、甲は、乙に対し、当該成果物等を無償て \*\*引き渡すものとして、何らの金銭的請 求をしないものとする。

第9項 本条に基つ "き本契約か "終了した場合においても、本契約の終了前に締結された甲乙間て "締結された 契約て "有効に存続するものか "ある場合、当該契約か "終了するまて "引き続き本契約か "有効に存続するものとして本契約の各条項か "適用されるものとする。

第25条(通知事項) 乙又は甲は、次の各号(但し、甲か \*個人て \*ある場合には第1号及ひ \*第3号)の一に該当する事由か \*生し \*る場合、相手 方に対し、事前に書面による通知をしなけれは \*ならない。1 商号、所在地、電話番号及ひ \*FAX番号の変更

- 2 代表者の変更
- 3合併又は解散
- 4 その他営業又は資産状態に著しい変動をきたし又はきたすおそれか "ある場合

# 第26条(権利義務の譲渡等の禁止)

乙及ひ \*\*甲は、相手方の書面による事前の承諾のない限り、本契約上の地位を第三者に承継させてはなら す \*\*、また、本契約から生し \*\*る権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ又は担保に供して は ならないものとする。

### 第27条(名刺等の使用)

第1項 乙は、本件業務を円滑に遂行するため、甲か \*第8条に基つ \*き選任する責任者等に乙の名刺、メールアカウント及ひ \*協力会社要員証等(以下「名刺等」という。)の使用を許可することか \*で \*きる。甲は乙に許 可された範囲及ひ \*方法で \*名刺等を使用しなけれは \*ならない。この場合、名刺等の使用期間は、乙か \*使用を 許可した時から本件業務の完了時まで \*とする。但し、乙は、甲に対し、その許可した使用期間内においても、名刺等の使用を中止するよう求めることか \*で \*きるものとする。

第2項 名刺等の使用期間か \*終了した場合又は乙か \*甲に対しその使用の中止を求めた場合、甲は、責任者 等をして直ちに名刺等の使用を停止させ、残存している名刺等及ひ \*メールテ \*一タを乙に返却させるものとし、乙は、使用許可を与えていたすへ \*てのメールアカウントを削除するものとする。

第3項 甲は、責任者等か \*変更された場合又は責任者等の肩書か \*変更された場合、乙に対し、直ちに当該変更内容を記載した書面を提出しなけれは \*ならないものとする。

第4項 甲は、こから許可された名刺等の使用に関し、以下の事項を責任者等をして遵守させるものとする。 1 本件業務の遂行のためにのみ名刺等を使用し、かつ当該名刺等を善良なる管理者の注意をもって、厳重 に 保全・管理すること。

2 乙の信用を重んし 、、乙の不利益となる一切の行為をしないこと。

第5項 乙の名刺等の使用に関連して、甲又は責任者等か 、自らの責に帰すへ き事由により乙に損害を与えた場合、甲は、乙に対し、当該損害の賠償責任を負うものとする。

# 第28条(反社会的勢力の排除等)

第1項 甲は、次の各号に掲け "る事項を保証する。

- 1 自らか 、暴力団、暴力団関係企業、組織的に犯罪を行う団体、暴力主義的破壊活動を行う団体又はこれらに準す 、るもの(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないこと。
- 2 自らの役職員及ひ \*関係者か \*、反社会的勢力に該当しないこと。
- 3 自らの役職員及ひ゛関係者か゛、本契約の履行にあたり、著しく粗野な又は乱暴な言動を用いて不当な要求

# を行わないこと。

- 4 自ら又は自らの役職員及ひ \*関係者か \*、反社会的勢力に対する資金提供その他の行為を行うことを通し \* て、意図して反社会的勢力の維持又は運営に協力していないこと。
- 5 その知る限りにおいて、自らの特別利害関係者(役員及び \*\*その配偶者、並ひ \*\*にこれらの者か \*\*発行済株式 総数の過半数を所有する会社)か \*\*前各号に反しないこと。

第2項 乙は、甲か 前項に違反した場合、本契約を直ちに解除することか で きるものとし、本条に基つ ぐ 解 除により甲に損害か 発生した場合て あっても、乙は当該損害を賠償する責任を負わないものとする。 第3項 乙は、甲か 前項に違反したことに起因して損害を被った場合甲に対し、当該損害の賠償を請求することか で きる。

### 第29条(協議事項)

本契約に定めのない事項か \*問題となり、又は本契約に定められた事項に関して疑義か \*生し \*た場合、乙及ひ \*甲は、誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

## 第30条(準拠法及ひ \* 専属的合意管轄)

本契約は、日本法を準拠法とし、本契約に関する一切の紛争は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第 一審の専属的合意管轄裁判所とする。

# 令和年月日

甲)

印

Z)